

入替え売買等の公正性確保のためのガイドラインについて（平11. 3.31）

1. 入替え売買等の必要性

投資家は自らの資金ニーズ、金融情勢の変化、債券相場の環境、金利予想等に対応して、常にポートフォリオの改善を図っていかなければならない。直利アップ、最終利回りアップ、金利観に基づく入替え（短期化、長期化等）、流動性アップ、上場・非上場の保有バランスの改善等、様々なニーズにより入替え売買等が行われることは当然であり、公社債市場はそのニーズに適切に対応する必要がある。

2. 適正な価格形成

入替え売買等を行うに当たっても、それを構成する個別銘柄の売買が適正な価格（価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り（変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。以下同じ。）で行われることが必要であり、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第12条（取引公正性の確保）の規定は、入替え売買等を構成する個別銘柄の売買にも適用されることになる。

具体的には、次のように取り扱うこととする。

入替え売買等のためセットとして行われる取引であるとしても、その取引価格については、個別銘柄の「売り取引」又は「買い取引」毎に、「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドラインについて」2.の が適用され、社内時価を基準として公正性が挙証できる価格により取引を行わなければならない。

つまり、個別銘柄の売買が、単独で行われる場合であっても、入替え売買等のためセットの取引として行われる場合であっても、同一の価格決定ルールが適用されることとなる。

3. 実施時期

このガイドラインは、平成19年9月30日から適用する。

以 上

（注）平11. 3.31 制定
平14. 7.17 改正
平14. 8. 5 施行
平15.10.28 改正
平16. 2.23 施行
平19. 9.28 改正
平19. 9.30 施行